

南会津地域での生活体験等実施業務委託仕様書（案）

1 本仕様書について

本仕様書は、福島県（以下「発注者」という。）が受託業者（以下「受注者」という。）に委託する「南会津地域での生活体験等実施業務」（以下、「本業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の名称

南会津地域での生活体験等実施業務

3 業務の目的

福島県南会津地域（下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町。以下、「当地域」という。）では、急速な人口減少・少子高齢化による地域の担い手不足や地域活力の低下が課題となっており、関係・交流人口の拡大や移住・定住の促進に取り組む必要がある。

また、普段の移住相談では、移住する前に生活を体験したいといったニーズがあり、移住・定住を促進するためには、移住後の地域とのミスマッチをなくしていくことが重要である。

当地域に一定期間滞在して行う生活体験を通して、地域住民との交流や地域ならではの体験をする機会を提供し、移住希望者に対して移住までの具体的なロードマップを示すことで移住・定住の促進を図る。併せて、南会津管内町村や地域のキーパーソン等を対象とした空き家活用等の優良事例を紹介するセミナーや意見交換会、当地域に興味を持った人を対象とする首都圏での交流会や、移住者等と地域住民との交流会を開催することで、移住者の増加や定着を目指す。

4 契約期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

5 業務の概要

- (1) 地域の生活体験
- (2) 地域の情報発信
- (3) 地域への移住者及び定着支援

6 業務の内容

(1) 地域の生活体験

ア 生活体験における体験プログラム等の企画立案及び進行管理

(ア) 生活体験者が、滞在期間中に地域住民と交流し、地域の文化等に触れる機会を提供するための基本体験プログラムを3コース以上企画立案すること。

また、生活体験者の個別のニーズに応じる体験コンテンツを企画立案し、利用者のニーズに応じた生活体験を実施すること。

なお、生活体験者の体験日数は2泊3日の滞在を下限とし、1人当たり累計2週間を上限とする。

- (イ) 上記(ア)における体験プログラム及びコンテンツは、ウの生活体験希望者の事前面談を経て、各生活体験者のニーズに合わせて柔軟に対応すること。
- (ウ) 体験プログラム及びコンテンツは、管内町村や地域住民と連携して実施するものとし、事業への協力に伴う謝金等が発生する場合には、経費から支出すること。
- (エ) 体験プログラム及びコンテンツの提供に当たっては、内容に応じた体験料を設定し利用者から徴収すること。なお、徴収した体験料は、本業務の実施経費に充当すること。
- (オ) 生活体験者が滞在期間中に居住可能な施設一覧を作成し、生活体験者に対して提供すること。なお、滞在期間中の施設は生活体験者が各自で予約すること。
- (カ) 生活体験者が滞在期間中に利用可能な行政等による支援制度があれば、積極的に利用を促すこと。また、各町村や県、国等の移住に関する取組を収集・整理の上、参加者に提供し、移住への関心度を高めること。
- (キ) 生活体験者の受け入れに当たっては、家賃・宿泊料を含め生活費は一切給付しないこと。ただし、行政の既存施策等を活用した補助金、助成金等の活用は可能とする。
- (ク) 体験プログラム及びコンテンツの企画に当たり、必要な関係者との一切の連絡・調整を行うこと。

イ 事業の周知、広報、参加者募集

- (ア) 参加者を募集するに当たり、事業に効果的な専用のWebサイトを作成するとともに、参加希望者に対する問合せ窓口を設置すること。Webサイトには発注者が提供するロゴを使用すること。
- (イ) 参加者を募集するに当たり、募集チラシによる周知のほか、デジタルマーケティングを活用したSNS及びメディア等での情報発信、企業等との連携などにより効果的なプロモーションを実施すること。
- (ウ) 生活体験者数は、延べ20名以上確保すること。

ウ 生活体験希望者の事前面談

- (ア) 希望者から参加の応募があった場合、滞在期間や体験内容等の詳細ニーズを把握するため、事前に面談を行うこと。
- (イ) 面談の実施に当たり必要な関係者との連絡・調整を行うこと。
- (ウ) 必要に応じて先輩移住者とのオンライン相談の場を設けること。

エ 生活体験中の取材、動画撮影・編集

生活体験者が滞在期間中に行う活動の様子について、取材や動画撮影等を行い、Webサイト等を活用し効果的にPRすること。

オ 事業の効果・検証

- (ア) Webサイトについて、アクセス数等の解析を随時行い、流入数の増加や回遊性の向上に努めること。

- (イ) 生活体験者にアンケート調査を実施し、事業の効果検証を行うこと。
- (ウ) 効果検証は随時行い、必要に応じて事業内容の改善や効果的なプロモーションに反映させること。

(2) 地域の情報発信

ア 首都圏での交流会の実施

- (ア) 首都圏で当地域をPRするため、当地域の食材を使用した料理（メニューの開発含む）や南会津地域のお酒などを提供する交流会を、11月末までに1回企画・運営すること。なお、交流会の内容については、発注者と協議の上決定する。
- (イ) お酒を提供する交流会とするため、参加対象者は20歳以上とし、参加者数は20名程度とする。
- (ウ) 参加者から参加費を徴収し、全て本事業費に充当すること。参加費は発注者及び受注者の協議の上決定する。
- (エ) 事業の実施に当たり、チラシ等の作成や、SNS等を活用するなど効果的に広報し、参加者の募集を行うこと。
- (オ) 参加を希望する者の問合せ窓口を設置すること。
- (カ) 参加者に対して、参加したきっかけや感想等についてアンケートを実施し、集計・分析の上、報告すること。なお、アンケート内容については発注者と協議の上決定するものとする。

(3) 地域への移住及び定着支援

ア 空き家活用等の優良事例を紹介するセミナーや意見交換会等の実施

- (ア) 管内町村担当者や地域のキーパーソン等を対象に、移住先として多くの方に選ばれている地域から講師を招き、空き家活用の成功事例の紹介や意見交換会等を年1回程度実施することとし、テーマや内容等を提案すること。
- (イ) 勉強会等の内容や開催日程、場所等の詳細は発注者と協議の上決定する。
- (ウ) 事業の実施に当たり、チラシ等の作成や、SNS等を活用するなど効果的に広報し、参加者の募集を行うこと。
- (エ) 参加を希望する者の問合せ窓口を設置すること。
- (オ) 参加者に対して、参加したきっかけや感想等についてアンケートを実施し、集計・分析の上、報告すること。なお、アンケート内容については発注者と協議の上決定するものとする。

イ 移住者等交流会の実施

- (ア) 今後、当地域に移住・転入を予定又は検討している方や、5年以内に移住・転入してきた方と地域住民がつながる交流会を1回企画・運営すること。
- (イ) 参加対象は主に子育て世代とし、ワークショップ等での交流会を実施すること。
- (ウ) 参加者は10名程度とし、半数程度は移住者等となるよう努めること。
- (エ) 親子での参加も可能とする。

- (オ) 参加者から参加費を徴収し、全て本事業費に充当すること。なお、参加費は発注者及び受注者の協議の上決定する。
- (カ) 交流会は12月中旬頃までに開催すること。
- (キ) 事業の実施にあたり、チラシ等の作成や、SNS等を活用するなど効果的に広報し、参加者の募集を行うこと。
- (ク) 参加を希望する者の問合せ窓口を設置すること。
- (ケ) 参加者に対して、参加したきっかけや感想等についてアンケートを実施し、集計・分析の上、報告すること。なお、アンケート内容については発注者と協議の上決定するものとする。

7 業務の実施体制

- (1) 受注者は、本業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整備すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、地域住民や行政をはじめとした関係者と密に連携することとし、必要に応じて、福島県が実施する他の事業やその受託事業者等とも連携すること。

8 総括責任者

受注者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

9 委託料に含まれる経費

本業務の委託料には、本業務の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、発注者の職員旅費や発注者が行う広報経費等は除く。

10 提出書類及び成果品

(1) 事業開始直後

- ア 委託業務着手届（様式第1号）
- イ 総括責任者通知書（様式第2号）
- ウ 仕様書に基づく事業実施概要及び業務工程表（任意様式）
- エ その他に発注者が必要と認める資料等

(2) 事業完了後

- ア 委託業務完了届（様式第3号）
- イ 収支報告書（任意様式）
- ウ 成果品（下記(ア)～(ウ)のとおり）
 - (ア) 実績報告書
紙媒体（A4サイズ）と電子データで提出すること。
 - (イ) 本業務で撮影した写真、動画データ
電子データを記録媒体に保存し提出すること
 - (ウ) その他に発注者が必要と認める資料等

※ なお、本業務により収集したデータ、写真、文書等の著作権は、発注者

に帰属するものとする。

11 仕様の変更等

(1) 仕様の変更

受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し承認を得ること。

(2) 業務内容の数量未達の場合の対応

本業務の内容のうち、仕様書で定める回数や参加者数等の数量に満たないと明らかになったものがある場合には、発注者と受注者の協議により、内容を変更する、又は委託料を減額するものとする。

(3) 仕様書に記載されていない事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合には、必要に応じて、発注者と受注者が協議し対応するものとする。

12 遵守事項等

(1) 個人情報の取り扱い

本仕様書に基づく事業を実施するに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2) 機密の保持

受注者は、本事業（事業の一部を再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(3) 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、発注者は紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(4) 再委託の制限

受注者は、本事業の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができるものとする。

13 その他

(1) 本業務の実施に当たり、法律に基づく届け出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。

(2) 本業務の実施において必要な打ち合わせを随時行うこと。

(3) 本業務の実施に当たっては、南会津管内の町村と連携しながら行うこと。

(4) 本業務の進行状況について、発注者に定期的に報告すること。